

尾道市第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画策定  
業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

尾道市第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画の策定にあたり、公募型プロポーザルを実施し、提案事業者の当該業務に関する知見、技能、経験等を見極め、本業務に最も適した事業者を選定する。

2 業務概要

(1) 業務名称

尾道市第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画策定業務

(2) 業務内容

「尾道市第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画策定業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 業務委託料の上限額

7,700千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※本金額はプロポーザルのために設定した上限額であり、契約金額ではない。

提案にあたっては委託料の上限額を超えないものとし、超える場合は失格とする。

3 参加資格

参加する者の資格は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 会社法（平成17年法律第86号）第475条もしくは第644条の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項もしくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 尾道市の令和7～9年度物品購入等競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録されている者。ただし、競争入札参加資格者名簿に登録できる見込みがある場合は、次に掲げる書類等を提出することにより、公募手続きに参加することができる。
  - ア 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
  - イ 財務諸表（直前事業年度分の貸借対照表、損益計算書）
  - ウ 尾道市税の完納証明

エ 消費税及び地方消費税の納税証明

- (4) 公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (5) 尾道市暴力団排除条例（平成24年条例第13号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。
- (6) 尾道市に納付すべき市税の滞納がないこと。
- (7) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (8) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく市町村障害福祉計画並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づく市町村障害児福祉計画の策定業務の受託実績がある者であること。

4 選考スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
公告	令和8年3月30日（月）
実施要領等の公表 （尾道市ホームページで公開）	令和8年3月30日（月）
質問書及びプロポーザル参加表明書の提出期限	令和8年4月6日（月）午後5時
質問に対する回答	令和8年4月8日（水）
企画提案書提出要請	令和8年4月8日（水）
企画提案書等の提出期限	令和8年4月15日（水）午後5時
一次審査（3者を超える場合）	令和8年4月17日（金）～4月20日（月）
一次審査の結果通知（3者を超える場合）	令和8年4月21日（火）
二次審査（プレゼンテーション）	令和8年4月28日（火）
選定結果通知	令和8年6月上旬

5 質問及び回答

質問は、質問書【様式第1号】を作成し、「14 担当課」へ電子メールで送付すること。電子メールを送信する際は、件名を「尾道市障害者保健福祉計画等策定業務委託に関する質問（法人名）」とし、電話にて到着確認を行うこと。

- (1) 質問書の提出期限  
令和8年4月6日（月）午後5時まで（必着）
- (2) 回答方法  
質問者を非公開とした上で、随時、尾道市ホームページに掲載する。

## 6 参加表明書等の提出

(1) 提出書類（証明書類は写しを可とする。発行後3か月以内のものを提出すること。）

ア 参加表明書【様式第2号】

イ 会社概要書【様式第3号】

ウ 関連業務の実績【様式第4号】

エ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

オ 尾道市税の完納証明

カ 消費税及び地方消費税の納税証明

※令和7～9年度尾道市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、エ～カの書類は省略できる。

(2) 提出部数

1部

(3) 提出場所・方法

「14 担当課」へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）

※ 持参による受付は、尾道市の休日を定める条例（平成元年条例第34号）に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出期限

令和8年4月6日（月）午後5時まで（必着）

## 7 企画提案書の提出要請

企画提案書を提出することができる者は、参加表明で提出された書類に基づいて審査し、決定する。また、審査の結果は電子メールにより通知する。

## 8 企画提案書等の提出

企画提案書の提出要請通知を受けた者は、次の書類を提出するものとする。

提案は1者1案に限るものとし、書類提出後の差替え、修正、追加等（誤字、脱字の修正等、軽微なものを除く。）は認めない。

(1) 提出書類

ア 企画提案書等提出届【様式第5号】

イ 企画提案書

- ・ 別紙仕様書の内容を踏まえ、次の①～④の項目について作成すること。
- ・ 様式はA4判（縦・横問わない）、両面・カラー印刷とすること。なお、図・表などはA3判折込みを可とする。
- ・ 表紙・目次を除き12ページ以内とし、表紙・目次以外の各ページにページ番号を付与すること。なお、A3判はA4判2ページとみなす。
- ・ 文字サイズは11ポイント以上（図表は除く）とする。

①業務の実施体制

- ・ 業務責任者（専ら本業務に従事し、当該業務において受託者を代表する者）の氏名役割、経歴、主な業務実績など。
- ・ 業務従事者（専ら本業務に従事する者）の氏名、経歴、主な業務実績など。

②業務内容に関する具体的な手法及び提案

- ・ 策定の考え方
- ・ 策定に向けた検討支援方法
- ・ 調査分析・課題の把握及び重点課題の抽出方法

③業務行程・スケジュール

- ・ 本業務で実施しようとする各業務の工程、スケジュールについて、仕様書及び提案内容を踏まえて記載すること。

④その他独自の提案事項

ウ 見積書

見積書の様式は任意とする。また、内訳についても記載されていること。

※消費税及び地方消費税については10%とすること。

エ 他市の障害者計画及び障害福祉計画並びに障害児福祉計画（8部）

提案者が策定を支援した過去5年以内の他市の障害者計画及び障害福祉計画並びに障害児福祉計画の中で、提案者が優れていると考える1計画（本編及び概要版）。

(2) 提出部数

8部（本書1部、コピー（製本不要）7部）

(3) 提出場所・方法

「14 担当課」へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）

※持参による受付は、休日を除く午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出期限

令和8年4月15日（水）午後5時まで（必着）

9 企画提案書等の審査

提出された企画提案書等について、市が設置する「尾道市第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画策定業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」で審査を行う。なお、提案者が3者以下の場合は、一次審査は行わない。

(1) 一次審査（書類審査）

ア 日時

令和8年4月17日（金）、4月20日（月）

イ 実施方法

別紙「尾道市第8期障害者福祉計画及び第4期障害児福祉計画策定業務委託評価基準」に基づき、書面審査を実施し、3者を選定する。

評価の合計点が同点になった者が複数ある場合は、同点になった者全てを選定する。

ウ 一次審査結果の通知

企画提案書提出者全員に対し、書面により通知する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

ア 日時・場所

令和8年4月28日（火） 尾道市役所本庁舎（予定）

※ 参加対象者には一次審査結果と併せて通知する。

※ プレゼンテーションは非公開とし、プレゼンテーションを行う順番は企画提案書の受付順とする。

イ プレゼンテーション出席者

自社社員5名以内とする。

ウ 持ち時間

プレゼンテーション15分以内、質疑応答10分程度とする。

エ 説明内容

8(1)の資料を用いて説明し、当日の差替え、追加は認めない。

オ 二次審査結果の通知

二次審査参加者全員に対し、書面により通知する。

10 選考方法

企画提案書等及びプレゼンテーションの内容により、本業務の受託候補者を選定する。

なお、提案者が1者の場合においても審査を実施し、受託候補者として適していると判断した場合は、その提案者を受託候補者として決定する。

(1) 評価基準

企画提案書等及びプレゼンテーションの内容に関する評価項目及び点数は、別紙「尾道市第8期障害福祉計画並びに第4期障害児福祉計画策定業務委託評価基準表」のとおりとする。

(2) 選定方法

「(1) 評価基準」の合計点数が、最高点の者を受託候補者に選定する。また、2番目に高い者を次点者に選定するものとする。

なお、最高得点者が複数いる場合には、選定委員会の決するところによる。

(3) 選定結果の公表

ア 選定結果については、尾道市ホームページに掲載する。

イ 審査・選定結果に関する電話やFAX、電子メール等による問い合わせには一切応じない。

ウ 各評価点及び順位は公表しない。

エ 応募者は、審査結果に関する異議を申し立てることはできない。

## 1 1 失格要件

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 提出期限までに所定の書類を提出しなかった場合
- (3) 業務委託料の上限を超えた見積書を提出した場合
- (4) 正当な理由なくプレゼンテーションに参加しなかった場合
- (5) 契約締結までの間に本実施要領に定める参加資格を満たさなくなった場合
- (6) 他の参加者に対して不当な行為をしたと認められる場合
- (7) その他、本実施要領の事項に違反したと認められる場合

## 1 2 契約の締結

### (1) 契約の方法

ア 選定委員会において選定した受託候補者と業務内容について協議を行い、仕様書の内容を確定した後に見積りを徴収し、契約を締結するものとする。

イ 受託候補者と契約が締結できなかった場合又は失格要件に該当すると認められた場合は、次点者を相手方として契約交渉を行うものとする。

ウ 契約手続は、尾道市契約規則（昭和39年尾道市規則第28号）の定めるところによる。

### (2) 業務委託料

選定された事業者に別途見積書の提出を求め、予算額の範囲内で決定する。

### (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、尾道市契約規則の免除規定に該当するときはこの限りでない。

## 1 3 その他

- (1) 提出された書類は返還しない。
- (2) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提出者の負担とする。
- (3) 提出期限後の質問及び書類の追加・修正には原則応じない。
- (4) 提出書類の著作権は参加者に帰属するが、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとする。
- (5) 参加表明書の提出以降、辞退する場合は速やかに辞退届【様式第6号】を提出すること。
- (6) 提出された企画提案書等は、尾道市情報公開条例（平成12年条例第8号）の規定に基づき公開することがある。

1 4 担当課

〒722-8501

広島県尾道市久保一丁目 15 番 1 号

尾道市福祉保健部社会福祉課

電話番号：0848-38-9124 FAX：0848-38-9206

E メール:s-fukusi@city.onomichi.hiroshima.jp

(別紙) 尾道市第8期障害者福祉計画及び第4期障害児福祉計画  
策定業務委託評価基準表

※委員一人当たりの配点

評価項目	評価基準	配点
(1)業務の実施体制	・本業務を確実に実施できると見込まれる事業者であるか。	5点
(2)セキュリティ対策・個人情報保護	・業務における個人情報等の取扱いに十分配慮がされており、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざん等を防ぐための適切な対策がとられている。	5点
	・情報セキュリティ関連認証を取得している。	5点
(3)業務の実績	・本業務と同種または類似の業務の受託実績は豊富か。	5点
(4)企画提案書	・関係法令や国の動向を十分に理解した上で、業務を実施することができるか。	10点
	・本市の障害者の現状や特性を把握し、適切な考察を行っているか。さらに、その他独自の提案がなされており、提案内容が、本市の現状を踏まえたものであり、妥当性があるか。	20点
	・策定に向けた検討支援方法が、具体的かつ適切な提案がなされているか。	20点
	・本計画の評価、分析、目標設定及びアンケート調査等の調査分析、課題の把握及び重点課題の抽出方法が、具体的かつ適切な提案がなされているか。	20点
	・業務工程、スケジュールについて、受注者、発注者それぞれの役割分担にも配慮し、進捗管理ができるよう適切な提案がなされているか。	10点
	・見積金額は、提案内容を勘案して妥当であり、経費の内訳が適正かつ明確であるか。	5点
(5)他市の障害者計画及び障害福祉計画並びに障害児福祉計画の策定内容	・過去5年以内に提案者が策定支援を行った他市の障害者計画及び障害福祉計画並びに障害児福祉計画の全体構成、読みやすさ、見やすさ。	5点
小 計		110点
(6)プレゼンテーション	・説明は簡素で分かりやすく、表現や言葉遣い等は適切であるか。	5点

	・本業務に対する取組姿勢が積極的であり、熱意があるか。	5点
	・提案説明の説明、質疑応答において適正かつ的確に対応しているか。	5点
	・障害福祉制度に対する理解度は十分か。	5点
	・本業務に対する理解度は十分か。	5点
	・プレゼンテーションの構成は妥当か。(時間を有効に使っているか。伝えたいことを簡潔・明瞭にアピールできているか。	5点
小 計		30点
合 計		140点

【評価の目安】

段 階	配点が 20 点の場合	配点が 10 点の場合	配点が 5 点の場合
非常に優れている	20 点	10 点	5 点
優れている	16 点	8 点	4 点
普通 (一般的な提案)	12 点	6 点	3 点
劣っている	8 点	4 点	2 点
非常に劣っている	4 点	2 点	1 点
記述がない、要求に適合しない	0 点	0 点	0 点